令和7年度 住吉山墓地危険木伐採処分業務仕様書

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 (担当:田中、塩見 電話:075-222-3433)

- 1 作業名 令和7年度 住吉山墓地危険木伐採処分業務
- 2 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
 - ※ ただし、彼岸、年末年始等の墓参者が増加する時期には原則作業を行わないこと。
- 3 その他 本市の市営墓地は山間部に位置しているため、重機等の搬入出が困難であることや駐車場がない等の墓地の置かれる地理的特性を十分に把握している者(過去に市営墓地において、樹木の伐採業務を受託した実績のある者、見積書提出までに現地確認を行い、市営墓地の特性を把握している者等)。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本業務は、本市が所管する住吉山墓地内に自生している危険性の高い樹木(枯損木や支障木、過度に生育した大木。以下「危険木」という。)を伐採(切り下げを含む。以下まとめて「伐採」という。)し、自然災害等による倒木や樹木の生長による使用区画への被害を未然に防ぐことで、住吉山墓地の安心安全な墓参環境の確保を目的とする。

(適用及び協議)

第2条 本仕様書は、令和7年度住吉山墓地危険木伐採処分業務に適用する。

(業務概要)

- 第3条 受託者は、別紙に示す市営墓地内の危険木を伐採のうえ、墓地外に搬出し、適正に処分 することとする。
- 第4条 履行期間は、令和8年3月31日までとする。

(業務資料)

- 第5条 本市は、受託者に対し、必要に応じて資料を提供する。
- 第6条 受託者は、提供された資料を業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(作業計画)

第7条 受託者は、契約の日から14日以内に業務計画書を提出し、本市の承諾を得なければならない。

第2章 業務内容

(業務の体制)

- 第8条 業務の実施に当たっては、現場責任者を配置するとともに、本市職員と常に連絡の取れる体制を設け、業務の進捗状況について定期的に報告を行うこと。
- 第9条 受託者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 伐採:根株は残すこととするが、可能な限り根元から伐採すること。

- (2) 切り下げ:指定の高さまで切り下げること。切断面には防腐処理を行うこと。
- (3) 指定した危険木を伐採するに当たり、他の樹木や枝等が支障となる場合は受託者の負担で併せて伐採すること。判断に迷う場合は本市と相談したうえで、指示に従うこと。
- (4) 伐採した危険木は、墓地外に運搬し、適正に処分し、運搬経路は必ず事前に本市に確認しておくこと。また、作業によって発生した木屑等についても適宜清掃を行い、適正に処分すること。なお、運搬及び処分費用は受託者の負担とし、資源化可能な樹木や枝葉等については、可能な限り京都市の再生処分許可を持つ資源化施設に搬入すること。

(注意事項)

第10条 業務に当たっては常に周囲の状況を確認し、従事者はもとより墓参者や区画内の安全 確保に努めることとし、墓参者の誘導や区画の養生等を適宜行うこと。また、墓地内の通路及 びその他の共同施設についても破損等がないよう細心の注意を払うこと。

なお、住吉山墓地には駐車場が附設されていないため、民間駐車場等を利用するか近隣と調整すること。また、その他本市から個別に指示がある場合には、これに従うこと。

(損害賠償)

第11条 受託者は、自己の責任に帰すべき理由により業務の遂行に関し、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、業務の遂行に関し第三者に与えた損害が本市の責任に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

第3章 成果品等

(納入成果品等)

- 第12条 受託者は、次の各号に掲げる成果品等を履行期間内に提出すること。提出部数は原本 1部とする。
 - (1) 作業写真(危険木一箇所につき3枚以上、作業内容別に整理)
 - (2) 作業日誌(作業箇所、作業人数、作業内容種別を明記)
 - (3) 作業完了通知書
 - (4) 伐採した危険木の処分状況が確認できるもの
 - (5) その他、本市が指示するもの

(その他)

第13条 関係法令及び条例を遵守すること。

NO.	米区番号	樹木名称	幹周(cm)	状態	集刬
1	2	クスノキ	83	支障木	お子でかまま 1
(2)	2	ウワミズザクラ	100	支障木	伐採
(3)	3	ウワミズザクラ (株立)	180	支障木	代採
(4)	9	カシ (株立)	140	支障木	伏採
(2)	7	カシ	100	支障木	伏採

※ 対象となる樹木にはテープを貼付している。

























